

N T T西日本の活用業務に係る認可申請に関する意見招請の結果と総務省の考え方

意見招請時に提示した本件申請に対する総務省の考え方	意見	意見に対する総務省の考え方
<p>1 業務の内容 (2) 主な業務の実施方法 当社が地域電気通信業務を営むために保有する電気通信設備と、自ら設置する県間伝送路または他事業者等から調達する県間伝送路を利用し、行政区域上は同一府県内であるが区域省令上は府県間となる映像通信網サービスを電気通信役務利用放送事業者等へ提供する。</p>	<p>*自治体クラウド IT 最先端技術は新規の発想と利用とを求むのでありますから、一組30～50人までのアーティストに人気があり、社会教育会館・市民会館ホール等の大ホールで音楽は、上演の好機があつて入場券収入なども期待する経済上の利潤を追求した興業となっている場合に、館内の施設設備の「舞台MIXER, L・Rスピーカ」、低電圧設計PCソフトウェア×自治体クラウドコンピュータでの発注、開演、保守点検は経費節約になるうか。***** (個人)</p>	<p>参考意見として承ります。</p>
<p>—</p>	<p>活用業務認可の審査に当たっては、「公正な競争を確保するために必要な措置」として、営業面でのファイアウォール確保が判断基準のひとつとされているところです。この判断においては、2008年2月18日に、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株</p>	<p>ご指摘の事案については、本年2月4日に、N T T西日本に対し、業務の方法の改善その他の措置を講ずることを命じたところである。</p>

式会社（以下、「NTT 西日本」という。）殿（以下、合わせて「NTT 東西」という。）に対する行政指導を行っていたにも係らず、昨年 11 月に NTT 西日本殿が接続上知り得た他事業者情報を子会社へ提供した事案（以下、「本事案」という。）が発生したことを総務省殿は重大な問題として認識すべきです。

本事案が発生した要因としては、NTT 東西殿からの改善策報告に対し総務省殿が適切かどうかの詳細な検証と共に、的確な予防措置を講じなかったことも大きいと考えられます。同様事案の再発による消費者や公正競争環境への影響を回避するためにも、少なくとも今回は NTT 西日本殿の対策内容が接続事業者に必要な説明がなされていない点の是正、及び NTT 東西殿の情報管理プロセスに対する客観的な検証プロセスの導入といった対応を総務省殿が推進すべきと考えます。

このような対応さえも行われておらず、接続事業者が一社として NTT 西日本殿の対策により営業面でのファイアーウォールが確保されているとは考えていないことを踏まえれば、総務省殿が「公正な競争を確保するために必要な措置」がなされていると判断し、活用業務の認可を行うことは認められるものではないと考えます。

また、これまで営業面でのファイアーウォールの問題が解決されていない要因が、本質的には設備管理部門と設備利用部門が同一企業体に存在しているという NTT 東西殿の組織構造上の問題にあることに鑑みれば、問題が発生した後に行政指導を発出するという事後的対応のみでは抜本的な解決には至らないことは明らかです。従って、真に公正競争環境を促進させ消費者利便の向上を図るためには、NTT 東西殿のアクセス網の分離が必要不可欠であり、このような観点についても十分な議論を行い、早急にアクセス網の分離を実現すべきです。

（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

当該業務改善命令では、同社に対し、業務改善計画の実施及び改善状況を取りまとめ、平成 24 年 3 月までの間、3 カ月ごとに総務省に報告することとしており、総務省は、NTT 西日本による業務の改善の状況について、引き続き注視していく。

また、活用業務に関して、公正競争確保のための措置が十分に実施されていない場合や、認可に際して講ずることとされた措置のみでは公正競争が十分確保されないと認められる場合は、速やかに所要の措置を講ずる。

なお、NTT の在り方を含めた競争ルールの見直しについては、グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォースにおいて議論が行われているところである。

<p>—</p>	<p>NTT西日本は、活用業務を利用して、これまでなし崩し的に業務範囲の拡大を進め、結果的に本来業務である地域電気通信業務を超える規模の事業を展開しております。</p> <p>この活用業務によるNTT西日本の業務範囲の拡大が、著しく公正競争環境を阻害し、情報通信市場におけるNTTグループのシェアの高まりの原因となっているうえ、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反することも明らかであることから、如何なる場合においても、新たな活用業務の認可は行うべきではないと考えます。</p> <p>特に、今回の認可申請は、放送事業への参入を許されていないNTT西日本が、あたかも放送サービスを提供しているかのように認識させる形で広告展開等している「フレッツ・テレビ」のエリア拡大等を目的としていることから、活用業務に放送業を含まないとしたガイドラインの規定に、実質的に抵触するものと考えます。</p> <p>また、以下の観点から、既存の認可業務に関して、その取り消しも視野に、改めて認可可否を審査すべきであります。</p> <p>○これまで、個別の認可申請案件毎に、「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」が評価されてきましたが、活用業務が本来業務である地域電気通信業務を超える規模に拡大している現状を踏まえ、活用業務全体として、どの程度影響が生じているか再評価することが必要</p> <p>○昨年兵庫県にて発生したNTT西日本による接続情報の不正提供事案を踏まえると、過去認可申請のなかでNTT西日本が講じてとしていた「営業面でのファイアーウォール」に係る措置が不十分であったことが明らかであることから、全ての認可業務について、改めてNTT西日本が講じる措置を提示させ、再評価することが必要</p>	<p>NTT法においてNTT東西が放送事業を営むことは認められておらず、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」においても活用業務に放送業は含まないとしているところである。</p> <p>この点に関して、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスをNTT西日本による放送サービスと誤解することなく、放送サービスの提供主体が他社であることについて明確に理解できるようにするための措置を十分に講じることが適切である。同社は、同社が放送サービスの提供主体でないことに対する理解を得るために、放送サービスの提供主体が他社である旨を広告等で明記していくとしており、総務省としてはこの取組について注視していく。</p> <p>また、活用業務に関して、公正競争確保のための措置が十分に実施されていない場合や、認可に際して講ずることとされた措置のみでは公正競争が十分確保されないと認められる場合は、速やかに所要の措置を講ずる。</p>
----------	--	--

	<p>なお、今回の認可申請において、NTT西日本が実施するとしている「当社が放送サービスの提供主体で無いことを理解していただくために、放送サービスの提供主体が他社である旨を広告等で明記していく」という点に関しては、現状のNTT西日本の広告・CMにおいて、一定の表示はなされているものの、それ以上に「NTT西日本の会社ロゴ」や「CM等で採用しているキャラクター」を大きく露出させており、そもそもサービス名称に「フレッツ」を使っていることと相まって、「フレッツ・テレビ」がNTT西日本の放送サービスであると利用者が誤解するにもものになっております。</p> <p>そのため、本認可申請にかかる業務に限らず、放送サービスへの「フレッツ」ブランドの利用を禁止する等、NTT西日本に対し、より一層の改善措置を指導することが必要と考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>—</p>	<p>【意見】</p> <p>活用業務については、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められること」が認可の要件となっており、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」においても、以下のとおり、「東・西NTTが活用業務を営むために講ずべき措置（公正競争を確保するための7つのパラメータ）」が規定されています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">東・西NTTが活用業務を営むために講ずべき措置 ～公正競争を確保するための7つのパラメータ～（詳細は（参考）参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ネットワークのオープン化 2 ネットワーク情報の開示 3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保 4 営業面でのファイアーウォール 5 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等） 6 関連事業者の公平な取扱い 7 実施状況等の報告 </div>	<p>ご指摘の事案については、本年2月4日に、NTT西日本に対し、業務の方法の改善その他の措置を講ずることを命じたところである。</p> <p>当該業務改善命令では、同社に対し、業務改善計画の実施及び改善状況を取りまとめ、平成24年3月までの間、3カ月ごとに総務省に報告することとしており、総務省は、NTT西日本による業務の改善の状況について、引き続き注視していく。</p> <p>また、活用業務に関して、公正競争確保のための措置が十分に実施されていない場合や、認可に際して講ずることとされた措置のみでは公正競争が十分確保されないと認められる場合は、速やかに所要の措置を講ずる。</p>

しかしながら実際には、例えば、NTT西日本における接続情報の流用事案に顕著なように、上記パラメータの「4 営業面でのファイアーウォール」が確保されていないことは明らかです。また、NGNについても、競争事業者との接続を前提とせずに、NTT東・西の光アクセス回線と一体として構築されており、「1 ネットワークのオープン化」が十分に行われていません。このように、NTT東・西は活用業務を営むために必要となる措置を講じているとは言えない状況です。

そのため、総務省は、これまで認可してきた活用業務が、現状においてもその要件を満たしているかについて改めて厳格に検証し、公正な競争環境を確保するために必要となる是正措置を直ちに講じるべきです。上記の例で言えば、営業面でのファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築することや、NGN上の機能について、競争事業者が同等のサービスを提供できるよう、多様な階梯で接続点を設け、ユーザー単位で公正に開放させることなどが挙げられます。

なお、これらの問題は、NTT再編を実施したにも関わらず、持株会社体制の下で、一体経営を行うことができる組織形態を残したままで、ボトルネック設備を保有するNTT東・西に対して活用業務という制度を認めたことに根本的な原因があります。

従って、IP化の進展という市場環境の変化を踏まえた活用業務の在り方について、NTTグループの在り方とセットにして直ちに抜本的な見直しを行い、公正な競争環境を確保することが必要です。

(参考)

東・西NTTが活用業務を営むために講ずべき措置
～公正競争を確保するための7つのパラメータ～

1 ネットワークのオープン化

なお、NTTの在り方を含めた競争ルールの見直しについては、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースにおいて議論が行われているところである。

東・西 NTT が活用業務を営むために構築する新たなネットワーク設備又は機能について、当該設備が第一種指定電気通信設備に指定されている場合においては接続ルールに従ったオープン化を行うとともに、接続ルールでカバーされていない場合であっても、競争事業者が同様の業務を営むために当該設備又は機能が必要不可欠と認められる場合には、競争事業者が同様の業務を営むことができるよう、東・西 NTT は、接続等の迅速性、公平性を確保すること。

具体的には、その時点で当該設備が第一種指定電気通信設備に指定されていない場合や当該機能をアンバンドル化することが省令で義務付けられていない場合であっても、東・西 NTT は、機能のアンバンドル化、適正な原価に基づき算定された接続料の設定、コロケーションに必要な場所等の提供といった措置を講ずること。

また、東・西 NTT が活用業務を営むために県間のネットワーク設備等を他の電気通信事業者から調達する場合には、当該調達に当たっての透明性・公平性を確保すること。

さらに、活用業務を営むに当たり、東・西 NTT が既に構築した第一種指定電気通信設備に係る接続約款の変更を予定している場合には、当該変更の概要を作成し、開示すること。

2 ネットワーク情報の開示

東・西 NTT は、東・西 NTT の活用業務と同様の業務を営む又は営もうとする競争事業者にとって必要不可欠なハード（端末設備を含む。）又はソフトの技術的インターフェース等のネットワークに関する情報を迅速かつ合理的な価格（又は無償）で提供すること。

また、競争事業者のサービス提供に影響を及ぼし得るネットワークの変更を行う場合には、当該変更に先立ち、そのネットワーク情報を事前に開示すること。

その際、開示すべき情報の内容、時期及び方法については、接続約款における技術的条件の記載や網機能計画の届出に準じて行うこと。

3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

東・西 NTT は、東・西 NTT の活用業務と同様の業務を営む又は営もうとする競争事業者が、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報を、東・西 NTT が活用業務を営む場合と同等の条件で迅速かつ合理的な価格により入手、利用することを可能とすること。

この際、東・西 NTT が保有している又は新たに構築する OSS（オペレーション・サポート・システム）を活用業務に利用することとなる場合で、競争事業者が同様の業務を営むために当該 OSS の利用が必要不可欠である場合には、自らが利用する場合と同等の条件で競争事業者が当該 OSS を利用可能とすること。

4 営業面でのファイアーウォール

東・西 NTT は、独占的業務を通じて獲得した膨大な顧客情報や、接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を、活用業務に関する市場において用いる可能性がある。このため、競争事業者が東・西 NTT の活用業務と同様の業務を営む際に、当該情報を東・西 NTT と同等の条件で利用できないこと又は東・西 NTT が競争事業者の業務を妨害する営業活動を行うことにより、公正な競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保すること。

例えば、独占的業務において獲得した顧客情報について、電話帳に記載されているため他の電気通信事業者も利用可能である等、相当な理由があるときを除き、活用業務に関する営業活動に用いる等、当該情報の本来の収集目的以外の目的に流用されることを防止するため、顧客情報を厳格に維持・管理するための措置を講ずること。

また、活用業務と既存のサービスのバンドルサービスの提供を行う際は、公正競争を阻害するおそれが生じないための十分な措置を講ずること。

なお、東・西 NTT が活用業務の営業活動の子会社等に委託する場合には、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールが確保されることを実効的に担保すること。

5 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

東・西 NTT は、活用業務と独占的な既存の業務との間の内部相互補助を厳格に防止するために会計を分離するとともに、両者の間のコスト配分の考え方を明らかにすること。

会計の分離に当たっては、電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）に準じた配賦計算により分計することを基本とすること。

また、活用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要する費用を除く。）の合計額を下回るなど競争阻害的な料金で提供されていないことを客観的に検証可能とすること。

なお、東・西 NTT が活用業務に係る営業活動等の子会社等に委託する場合には、当該営業活動等に係る費用の配賦の考え方を明らかにすること。

6 関連事業者の公平な取扱い

活用業務を営むに当たり、東・西 NTT が資本関係等を理由に特定の事業者のみを不当に有利に又は不利に取り扱うことのないよう、東・西 NTT において、コンテンツ提供事業者や ISP 事業者その他の電気通信事業者等との提携条件の公表等、関連する事業者の取扱いに関する公平性を確保し、透明性を高めること。

また、東・西 NTT が、活用業務を営むに当たり、他の市場支配的な電気通信事業者との連携によりサービスを提供することを予定している場合には、当該連携の概要について明らかにするとともに、他の市場支配的な電気通信事業者とは別個の設備を構築することや、排他的な共同営業を行わないこと等、競争事業者との実

質的な公平性を確保するための措置を講ずること。

さらに、競争事業者が東・西 NTT の活用業務と同種の業務を営む際に、東・西 NTT の保有する設備等の使用が必要不可欠である場合においては、東・西 NTT と競争事業者との間における時期の同等性を確保するため、東・西 NTT は、事前の情報開示等、活用業務を開始する時点までに競争事業者が東・西 NTT と同等の条件で同種の業務の提供が可能となるような環境を整備するための措置を講ずること。

7 実施状況等の報告

東・西 NTT は、上記の 1～6 の各種措置の実施状況並びに活用業務の収支状況及び利用状況について、毎年、総務大臣に報告するとともに、これを公表すること。

ただし、経営上の秘密に属する等の理由により、公表することが困難である事項については、申請の時点において当該事項を明らかにするとともに、その理由を具体的に示すこと。

(注：下線は当社が追記)

(KDDI)